

科目名	期別	単位数	開講年次	担当教員名
(新) 民法Ⅲ (不法行為法)	後期	2単位	(標) 2年 (既) 1年	朝見 行弘
(旧) 民法Ⅴ (債権各論1)			(標) 1年	

授業目的	この授業においては、民法および民事訴訟法に関する基本的な知識と理解を応用することによって、不法行為をめぐる具体的事案の解決を図ることを目的とする。すなわち、実体法としての不法行為をめぐる理論上の解釈適用のみならず、民事訴訟手続における攻撃防御方法の構造および主張立証責任の分配についての基本的な理解を踏まえ、民事実務への架橋を意識しながら具体的事案における争点を把握し、その解決方法を提示することのできる基礎的能力の修得をもってその達成目標とする。
------	--

達成目標	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医師の注意義務と医療水準の関係について説明することができる。 (2) 医師の説明義務の根拠について説明することができる。 (3) 医師の説明義務違反に基づく損害賠償の内容について説明することができる。 (4) 違法性と過失の関係について説明することができる。 (5) 違法性の判断基準について説明することができる。 (6) 過失一元説および違法性一元説について説明することができる。 (7) 受忍限度論の意義について説明することができる。 (8) 事実的因果関係と法的因果関係について説明することができる。 (9) 事実的因果関係の主張立証責任を緩和すると手法としての蓋然性説、事実上の推定、間接反証、疫学的因果関係論について説明することができる。 (10) 原告が死亡した場合における訴訟承継について説明することができる。 (11) 被害者が他原因により死亡した場合における損害賠償の内容について説明することができる。 (12) 生命侵害における逸失利益の相続と扶養利益喪失の考え方について説明することができる。 (13) 逸失利益と扶養利益の請求をめぐる客観的併合形態について説明することができる。 (14) 過失相殺と弁論主義の関係について説明することができる。 (15) 共同不法行為における過失相殺について説明することができる。 (16) 一部請求における過失相殺のあり方について説明することができる。 (17) 被害者の素因に基づく因果関係の割合的認定について説明することができる。 (18) 損害賠償額の素因減額について説明することができる。 (18) 共同不法行為における「関連共同性」の意義について説明することができる。 (19) 事故原因が競合した場合における複数加害者の責任関係について説明することができる。 (20) 不法行為および債務不履行に基づく損害賠償請求の要件および効果の違いについて説明することができる。 (21) 公害訴訟における差止請求の根拠と要件について説明することができる。 (22) 使用者責任の帰責構造と要件について説明することができる。 (23) 使用者責任における求償と逆求償について説明することができる。 (24) 土地工作物責任の帰責構造と要件について説明することができる。 (25) 占有者と所有者に対する土地工作物責任に基づく損害賠償請求訴訟の併合について説明することができる。 (26) 運行供用者責任の帰責構造と要件について説明することができる。 (27) 「被害者側の過失」における被害者側の範囲について説明することができる。 (28) 製造物責任の帰責構造と要件について説明することができる。 (29) 製造物責任における「欠陥」および「因果関係」の主張立証責任について説明することができる。 (30) 国家賠償責任における「公権力の行使」の意義について説明することができる。 (31) 水害に関する営造物責任をめぐる判例の考え方について説明することができる。
------	--

授業計画と予習事項	1	医師の注意義務	医療過誤における医師の注意義務をめぐり、医療水準との関係を理解するとともに、医師の説明義務の根拠と説明義務違反に基づく損害賠償の内容について検討する。
	2	受忍限度論	違法性と過失の主張立証をめぐり、違法性一元論および過失一元論の考え方を理解するとともに、公害訴訟における損害賠償請求の要件としての受忍限度論について検討する。
	3	事実的因果関係の証明	事実的因果関係の主張立証をめぐり、原告の主張立証責任を緩和する手法としての蓋然性説、事実上の推定、間接反証、疫学的因果関係論などについて検討する。

項

4	他原因による死亡 と損害賠償責任	事故の被害者が他原因によって死亡した場合をめぐり、訴訟承継について理解するとともに、加害者が負うべき損害賠償の内容について検討する。
5	逸失利益の算定方法	生命侵害に対する損害賠償をめぐり、逸失利益の相続と扶養利益喪失の考え方について理解するとともに、その訴訟上の客観的併合形態について検討する。
6	過失相殺と一部請求	過失相殺をめぐり、弁論主義との関係について理解するとともに、一部請求と過失相殺および共同不法行為における過失相殺のあり方について検討する。
7	素因減額	損害賠償額の算定をめぐり、被害者の素因に基づく因果関係の割合的認定について理解するとともに、心因的素因および身体的素因に基づく素因減額の考え方について検討する。
8	事故原因の競合	共同不法行為の成立をめぐり、「関連共同性」の意義について理解するとともに、交通事故と医療過誤が競合した場合における運転者と医師の責任関係について検討する。
9	請求権競合	不法行為および債務不履行に基づく損害賠償請求をめぐり、その要件および効果の違いを理解するとともに、具体的事案においてどのような主張立証を展開すべきかについて検討する。
10	差止請求	公害訴訟における差止請求をめぐり、その法的根拠について理解するとともに、それぞれの法的根拠における差止め要件について検討する。
11	使用者責任	使用者責任をめぐり、その帰責構造と「使用関係」の意義について理解するとともに、被用者に対する使用者からの求償および使用者に対する被用者からの逆求償について検討する。
12	土地工作物責任	土地工作物責任をめぐり、その帰責構造と「設置保存の瑕疵」の意義について理解するとともに、占有者と所有者に対する土地工作物責任に基づく損害賠償請求訴訟の併合について検討する。
13	自動車事故	自動車事故による損害賠償請求を巡り、運行供用者責任の責任構造と「運行供用者」の意義について理解するとともに、「被害者側の過失」における被害者の範囲について検討する。
14	製造物責任	製造物責任法に基づく製造物責任をめぐり、その帰責構造と要件について理解するとともに、「欠陥」および「因果関係」の主張立証責任について検討する。
15	国家賠償責任	国家賠償責任をめぐり、国家賠償法1条における「公権力の行使」の意義について理解するとともに、水害に対する国家賠償法2条に関する判例の考え方について検討する。
授業方法 予習上の 留意点 自習事項	この授業においては、具体的事案の解決という視点に立脚して、課題として Assignment Sheet によって事前に指示した事例または裁判例をもとにソクラテス・メソッドによる受講者とのインターラクティブな質疑応答に基づく議論を展開することによって、その目的の達成を図る。したがって、この授業を受講するにあたっては、すでに修得した民法および民事訴訟法に関する基礎的な知識および解釈論について十分な確認をしておくとともに、指示された課題事例について検討しておくことが求められる。	
評価方法 と評価基準	この授業科目の成績は、授業における質疑応答等に対する評価を20%、小テスト・レポート等に基づく評価を40%、定期試験に基づく評価を40%として、これらを総合評価する。なお、定期試験については、規定の出席回数に満たない者について受験資格を認めない。	
テキスト	教科書は使用せず、配付するレジメに従って授業を進めるが、共通の基本書として次の2冊を掲げておく。 ・内田貴『民法Ⅱ 債権各論 [第3版]』（東京大学出版会，2011年2月刊行予定） ・司法研修所編『改訂問題研究 要件事実一言い分方式による設例15題一』（法曹会，2006年）	
参考書	なお、基本書のほかに、次に掲げる参考書を参照することを推奨する。 ・吉村良一『不法行為法 [第4版]』（有斐閣，2010年） ・円谷峻『不法行為法・事務管理・不当利得 [第2版]』（成文堂，2010年） ・司法研修所編『改訂紛争類型別の要件事実一民事訴訟における攻撃防御の構造』（法曹会，2006年）	